

平成29年4月新規入所者用

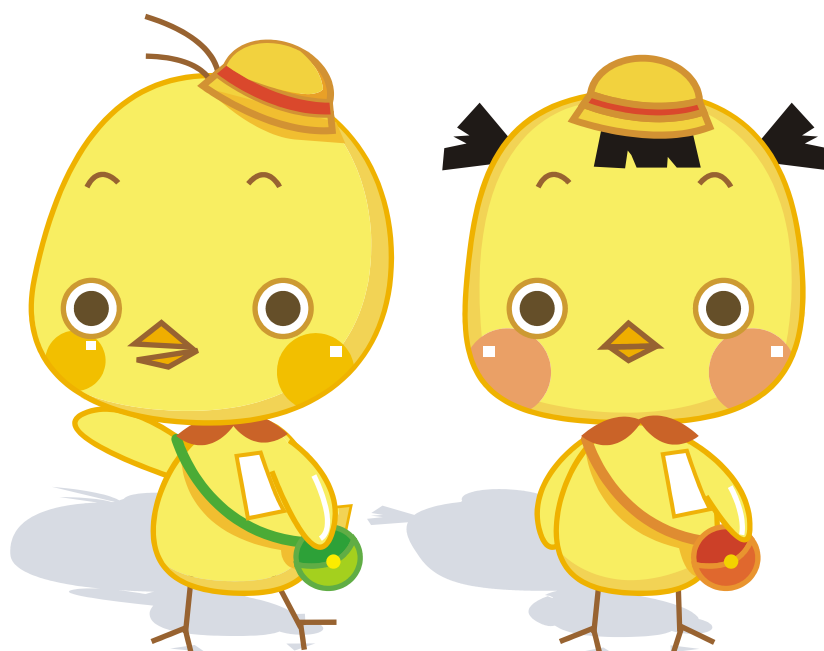
真鶴町保育所等入所の手引き

ご確認ください！

この手引きは、平成29年4月新規入所希望者用です。

他の時期に入所を希望される方は、健康福祉課までご連絡ください。

現在、真鶴町に住所がある方で既に入所中の保育園の継続入所を希望される方につきましては、別途ご案内します。



真鶴町健康福祉課 子育て支援係

68-1131 (内線241)

新しく保育所等の入所を希望される保護者の方へ

この手引きの記載内容をご確認ください。

また、入所に向けて手続きをしていく上で、聞き取り調査や事務的な手続き等がありますので、スムーズな入所手続きにご協力ください。

1. 保育所等のご利用にあたり

平成27年4月から全国一斉に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼稚園や保育所、認定こども園等をご利用される前に、あらかじめ子どものための教育・保育の必要性について「認定」を受けることが必要となりました。

認定には1号から3号まで3つの区分があり（新制度に移行しない幼稚園等の入所を希望する場合は「認定」は不要です。）、区分に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対 象	主な利用施設
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で <u>幼稚園等での教育を希望する場合</u> 年齢は平成29年4月1日現在の満年齢です。 (※申込時・入園時の年齢ではありません)	・幼稚園 ・認定こども園（幼稚部） ※町内に設定はありません
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、 <u>保育所等での保育を希望する場合</u> 年齢は平成29年4月1日現在の満年齢です。 (※申込時・入園時の年齢ではありません)	・保育所 ・認定こども園（保育部） ※町内に設定はありません
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> で「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当し、 <u>保育所等での保育を希望する場合</u> 年齢は平成29年4月1日現在の満年齢です。 (※申込時・入園時の年齢ではありません)	・保育所 ・認定こども園（保育部） ※町内に設定はありません ・小規模保育事業等 ※町内に設定はありません

※この手引きは2号・3号認定に該当する方を想定しています。1号認定に該当する方は、教育課にお問い合わせください。

※町内の保育所の入所を希望される方は、保育所入所申込みが認定申請を兼ねていますので、「2. 保育所等とは」以下をご覧ください、手続きを行ってください。

※町外の保育所の入所を希望される方は、健康福祉課までお問い合わせください。

2. 保育所等とは

「家庭で保育できないお子さん」を、保護者にかわって保育する児童福祉法に基づいた施設です。就学前の教育や集団生活に慣れさせるため等の理由では、保育所等に入所することはできません。

3. 保育の実施を必要とする理由について（保育所等の入所理由）

真鶴町に住民登録があり、母親などお子さんの保護者が次のいずれかに該当する場合に入所できます。同居の祖父母等が保育できる場合※₁は入所できません。

- (1) 家庭の内外で労働している場合※₂
- (2) 妊娠中か、出産後間もない場合※₃
- (3) 病気、けがのほか、心身に障害がある場合
- (4) 同居の親族の方が長期間、病気、けがのほか、心身に障害があるため、その親族の方を常に介護することが必要な場合
- (5) 地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合

- ※1 60歳未満の同居する親族の方全員が、その条件を満たす必要があります。
- ※2 1日平均4時間以上、1か月平均16日以上（月64時間以上）の労働の場合に該当します。
- ※3 出産予定月の前後連続最長3か月まで入所できます。
- ※ 上記以外の理由につきましては、健康福祉課へお問い合わせください。

4. 入所に必要な書類について

保育所等の入所にあたっては、次の書類の提出が必要です。

- (1) 支給認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）※お子さん1人につき1通必要です
- (2) 保育所等入所児童の状況確認調書 ※お子さん1人につき1通必要です
- (3) 入所資格を満たしているかどうかを確認するための書類
（「9. 提出が必要な入所資格の確認資料について」をご参照ください）
- (4) 保育料の算定の際に必要なとなる市町村民税課税状況のわかる書類（原則不要）
（「10. 提出が必要な市町村民税の課税状況がわかる書類について」をご参照ください）
- (5) 個人番号（マイナンバー）に関する書類
（「11. 個人番号（マイナンバー）について」をご参照ください。）

5. 支給認定について

- (1) 保育所入所の審査の前に支給認定申請内容の審査を行います。
- (2) 審査後、保育が必要と認められる場合は「支給認定証」を交付しますが、認定されない場合は保育園の入所は出来ません。
- (3) 「支給認定証」の交付は、保育所等入所の承諾と同時になる場合があります。
- (4) 保育の必要性の認定理由に応じて、保育所の利用できる時間（保育必要量）が「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分されます。

保育必要量	利用できる時間	認定の対象となる理由
保育標準時間	保育が必要な範囲内で 1日最大11時間 ※1	・就労時間が月120時間以上 ・妊娠、出産 ・病気、けが、障がい ・病人の介護等 ・災害の復旧 等
保育短時間	保育が必要な範囲内で 1日最大 8時間 ※2	・就労時間が月64時間以上120時間未満 ・求職活動 等

※1 保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用となります。

例) 11時間利用の認定を受けていても、利用する保育園の開所時間が10時間である場合の利用可能時間は、最大10時間となります。

※2 保育短時間の場合は、保育所等が定める「保育短時間」の保育時間の範囲内での利用となります。

例) 8時間以上開所している保育園が「保育短時間」の保育時間を8:30から16:30と定めている場合において、「保育短時間」の認定を受けている場合はその定めた時間内で最大8時間までの利用となります。

※ 保育標準時間と判断された方が8時間以内の保育を希望する場合、保育短時間認定が可能です。

※ 保育時間の例は一例です。開所時間及び利用可能時間は、各保育所等で異なります。

- (5) 認定証の有効期間の原則は次のとおりです。

認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学の始期に達するまで
2号認定	
3号認定	満3歳（4月1日現在ではありません）に達する日の前日まで

6. 保育所等の入所決定について

定員を超える入所申込みがあった保育所等については、選考により保育の必要性が高いお子さんから順に入所を承諾します。第1希望とは異なる園の入所を打診する場合があります。

また、入所資格の確認のため必要に応じて勤務先への在籍確認や住民記録・課税状況等を確認いたします。虚偽の申請等が判明した場合には、入所を取り消す場合があります。

7. 入所の時期について

保育所等の入所日は原則として、月の初日となり、月の途中での入所はできません。利用開始直後の慣らし保育については、各保育所等にお問合せください。

8. 保育の実施が可能な期間について

お子さんが小学校に入学する前までで、入所資格に該当すると見込まれる期間です。

保護者の退職や、病気の回復などでお子さんの家庭での保育が可能になった場合は、継続して入所し続けることはできません。また、求職中の保育期間は3か月までです。その間に就労ができない場合は原則として退園となります。

年度更新時（毎年12月から1月頃）に、継続入所資格を確認します。必要に応じて就労証明書等の書類を提出していただきます。

9. 提出が必要な入所資格の確認資料について

「3. 保育の実施を必要とする理由について」に応じて、それぞれ次の表に掲げる書類を提出してください。

	入所資格	提出書類
(1)	家庭の内外で働いている場合	就労証明書 (同居の父及び母、60歳未満の祖父母等) 就職が内定している場合は就労予定証明書
	就労予定（求職中）の場合	申立書（就職活動状況、見込等を記載） 就労先が決定次第、就労証明書を提出
(2)	妊娠中か、出産後間もない場合	母子健康手帳（母の氏名と分娩予定日がわかるページ）の写し
(3)	病気、けがのほか、心身に障がいがある場合	診断書または身体障害者手帳等、障がいの程度がわかるものの写し
(4)	同居の親族の方が長期間、病気、けがのほか、心身に障がいがあるため、その親族の方を常に介護することが必要な場合	診断書、身体障害者手帳、または介護保険被保険者証（要介護状態区分がわかる面）の写し
(5)	地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合	罹災証明書（災害の程度、復旧見込期間等の記載があるもの）の写し

※ 必要書類は、町内保育所、健康福祉課にあります。

※ 就労（予定）証明書は勤務先または内定先において記入・押印をお願いします。

また、勤務先の事業主（就労者本人を含む）が親族である場合、農業、漁業に従事している場合などは、就労証明書に地区の民生委員・児童委員の署名押印が必要となります。地区の民生委員・児童委員がわからない場合は、健康福祉課へお問い合わせください。

※ 求職を理由に入所し就労できずに3か月を経過する場合、公共職業安定所等での求職活動の事実がわかる書類等が提出できる場合は例外的に保育期間の延長を認めることがあります。その際に公共職業安定所等を利用せずに自宅内において求人広告等の閲覧等だけを行っている場合は、原則求職活動とは認められません。

10. 提出が必要な市町村民税の課税状況がわかる書類について

支給認定や保育料の算定等に必要となりますので、入所の申込みをする児童の父母、同居している祖父母について、それぞれ次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 平成28年1月1日時点で真鶴町に居住されている（住民登録がある）方
町が世帯情報や市町村民税の情報（同一世帯者を含む）を確認しますので、別途書類を用意する必要はありませんが、支給認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）が情報の閲覧等の同意書を兼ねていますので、忘れずに記入・押印をお願いします。
※源泉徴収票の提出は不要です。
- (2) 平成28年1月1日時点で真鶴町に居住されていない（住民登録がない）方
次のいずれかを提出してください。
 - ① 平成28年度市町村民税特別徴収額の決定・変更通知書のコピー（勤務先で配布）
 - ② 平成28年度市町村民税納税通知書のコピー（自営業の方）
 - ③ 平成28年度市町村民税の課税（非課税）証明書
（①②以外の方または①②が用意できない方）
※平成28年1月1日時点で居住されていた市町村で交付（有料）を受けてください。
※源泉徴収票は必要書類に該当しません。
※市町村民税に係る資料の提出がない方については、入所の承諾ができません
- (3) 未申告の方は、市町村民税の申告が必要となります。

11. 個人番号（マイナンバー）について

平成28年1月から「マイナンバー制度」が導入され、申請の際にマイナンバーの記載及び申請者の本人確認が必要となりましたので、支給認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）の個人番号欄に12桁の番号を必ず記載し、個人番号を証明する書類の写しと申請者（基本的に父または母）本人の確認ができる書類の写しを必ず添付してください。

個人番号を証明する書類の写し （①～③のいずれか 個人番号を記載した方全員分必要）	①	有効期限内のマイナンバーカード（両面）
	②	マイナンバー通知カード（各世帯に配布済）
	③	マイナンバーの記載された住民票（原本可）
申請者の本人が確認できる書類の写し （①～③のいずれか 有効期限がある場合は、有効期限内のもの）	①	有効期限内のマイナンバーカード（両面）
	②	運転免許証、パスポート、写真つき住民基本台帳カード、身体障害者手帳等の写真のついた公的証明書のうちどれか <u>1つ</u>
	③	健康保険証、介護保険証、年金手帳、写真なし住民基本台帳カード等の写真のついていない公的証明書のうちどれか <u>2つ</u>

12. 書類の提出にあたってのご注意

- (1) 求職中で、就労証明書の提出がなく申立書で入所申込みを行った場合も入所は可能ですが、申立書に定める期間内に就労証明書の提出が必要です。
- (2) 保育所入所申込書記載事項に変更があった場合、早めに健康福祉課にご連絡ください。

13. 町外の保育所に入所を希望される場合について

保護者が町外に勤務している場合など、特別な理由がある場合には、町外の保育所に入所することができます。

入所を希望する保育所所在市町村の申込み締切日等をご確認の上、真鶴町の入所申込書を真鶴町健康福祉課へ提出してください、その際に町役場にて面接を行います。詳しくは真鶴町健康福祉課へお問い合わせください。
(締切日が早い市町村がありますので、余裕をもって行動をお願いします。)

14. 保育料について

- (1) 保育料は、「5.(4)」において区分される時間(保育必要量)、入所する年度の初日(4月1日)現在の年齢及び、入所の申込みをするお子さんの同一世帯に属して生計を同一にしている父母及び父母以外の扶養義務者すべての方の市町村民税課税額に応じて階層を決定し、町で定める階層の保育料を毎月納入していただきます。
なお、年度の途中で年齢が変わっても、その年度内の保育料は変わりません。
- (2) 保育料の切り替えは9月となりますので、4月から8月分までは平成28年度の市町村民税所得割額を基に、9月から翌年3月分は平成29年度の市町村民税所得割額を基に保育料を算定します。
1月2日以降に当町に転入され、保育所等に入所される方は、9月以降の保育料算定のため、6月頃に1月1日時点で居住されていた市町村から発行された市町村民税の課税(非課税)資料を健康福祉課に提出してください。
- (3) 保育料以外にも施設(保育所等)で徴収が発生するものがあります。
- (4) 保育所等を同時期にきょうだいで利用する場合、そのきょうだいの最年長のお子さんから順に、2人目は区分単価の半額に3人目以降は無料になる軽減措置があります。
- (5) 保育料は、登園の有無に関わらず納付していただきます。
- (6) 口座振替はできませんので、金融機関窓口又は役場会計課にて納付してください。
- (7) 保育料を滞納した場合は、差し押さえなどの滞納処分の対象となりますのでご注意ください。
- (8) 保育料は、国の保育料徴収基準額を上限として平成28年度から平成30年度まで段階的に見直しています。
平成29年4月から平成30年3月までの保育料の基準額は以下のとおりです。

保育標準時間(11時間保育)

階層区分		0~2歳児 (3号認定)	3歳児 (2号認定)	4・5歳児 (2号認定)
第一階層	生活保護世帯 注1	0円	0円	0円
第二階層	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等) 注2	0円	0円	0円
	市町村民税非課税世帯 (その他の世帯) 注3	5,900円	4,000円	4,000円
第三階層	市町村民税所得割課税額 注3 48,600円未満(ひとり親世帯等)	12,900円	10,900円	10,900円
	市町村民税所得割課税額 注3 48,600円未満(その他の世帯)	12,900円	10,900円	10,900円
第四階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満 注3	20,200円	18,200円	18,200円
第五階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	30,600円	26,000円	22,800円

第六階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	42,200円	35,800円	30,700円
第七階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	56,600円	44,700円	38,000円
第八階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	73,600円	56,000円	47,300円

保育短時間（8時間保育）

階層区分		0～2歳児 (3号認定)	3歳児 (2号認定)	4・5歳児 (2号認定)
第一階層	生活保護世帯 注1	0円	0円	0円
第二階層	市町村民税非課税世帯 (ひとり親世帯等) 注2	0円	0円	0円
	市町村民税非課税世帯 (その他の世帯) 注3	5,900円	4,000円	4,000円
第三階層	市町村民税所得割課税額 注3 48,600円未満 (ひとり親世帯等)	12,800円	10,700円	10,700円
	市町村民税所得割課税額 注3 48,600円未満 (その他の世帯)	12,800円	10,700円	10,700円
第四階層	市町村民税所得割課税額 97,000円未満 注3	19,900円	18,000円	18,000円
第五階層	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	30,200円	25,700円	22,500円
第六階層	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	41,600円	35,400円	30,300円
第七階層	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	55,700円	44,000円	37,600円
第八階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	72,400円	55,100円	46,400円

注1 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯は、第一階層となります。

注2 第二階層の方でひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等につきましては、保育料が免除されます。

注3 国の幼児教育無償化政策により、平成28年度から市町村民税所得割額77,100円以下(目安となる年収:約360万円未満)の世帯においては、1人目の年齢に関わらず2人目の保育料が区分単価の半額、3人目以降の保育料は0円となっています。

また、市町村民税所得割額77,100円以下(目安となる年収:約360万円未満)のひとり親世帯等の場合は、保育料は1人目から区分単価の半額、2人目以降は0円となっています。

(今後の政府の政策により変更となる場合があります。)

※ 平成29年度は入所年度に関係なくこの表を使用します。平成30年度は単価が異なります。

※ 修正申告を行った場合は保育料が変更になることがありますので、申告後直ちに健康福祉課へご連絡ください。

※ その他詳細につきましては、健康福祉課担当者へお問い合わせください。

15. 申込方法（書類の提出）について（町内保育園の場合）

「4. 入所に必要な書類」を、入所を希望する保育園（申請書に第1希望と書いた保育所）に提出してください。

提出に際しましては、個人情報保護の観点から申請用紙等が同封されていた封筒または申請書類が入る程度の封筒に入れ、セロハンテープや糊等で口が開かないようにしたうえでご提出ください。書類むき出しのままのご提出の場合、保育園では受け取ることができません。

申込期間は平成28年12月2日(金)～12日(月)ですので、期日は厳守でお願いします。提出期限までに揃わない書類がある場合は、役場健康福祉課までご連絡ください。

必要書類が揃わない場合は、入所の選考に関し他の方よりも不利となる場合や入所ができない場合があります。

追記（広報12月号の記載内容に追加します。）

提出書類につきましては、役場健康福祉課窓口でも受け付けができます。

その際封筒の封かんは不要となり、マイナンバーに係る本人確認書類は、書類を持参される方（基本的に父または母）のものをお持ちください。その場で本人確認をさせていただきます。

提出できる時間は、平日の8:30～17:15となります。

※父母以外が持参する場合は委任状と申請人・持参人両方の本人確認書類が必要ですので、原則父または母がご持参ください。

16. 申込後のスケジュールについて（町内保育園の場合）

4月入所希望の面接の日程については次のとおりです。順番は特に決めていませんので、時間までにお子さんと一緒に会場（申請書に第1希望と書いた保育所）に集合してください。（役場や保育園からは連絡ありませんので各自面接会場へ集合してください。）

平成29年1月11日(水) 13:30から（貴船愛児園）

平成29年1月12日(木) 13:30から（石田保育園）

面接終了後、1月下旬から2月上旬を目処に認定証の交付及び入所決定に係る通知をお送りします。

保育料の決定は3月下旬頃を予定しています。

17. 町内保育所について

当町には私立保育園が2園設置されています。

具体的な保育の内容などにつきましては、各園にお問い合わせください。

施設名 (設置主体)	施設所在地	電話番号	認可定員等	開所時間 ※
貴船愛児園 (一般財団法人 貴船会)	〒259-0201 足柄下郡真鶴町 真鶴1117-10	0465 68-3366	45人 0歳児は生後7か月か ら入所可能	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:00
石田保育園 (社会福祉法人 石田愛育会)	〒259-0201 足柄下郡真鶴町 真鶴1900-29	0465 68-2422	60人 0歳児は生後10か月 から入所可能	平日 8:00～18:00 土曜 8:00～16:30

※実際の開所時間（保育時間）は、保育園にお問い合わせください。

※各園の募集予定人数は、貴船愛児園 約10名、石田保育園 約15名です。

ただし、年齢によっては入園できない場合がありますのでご了承ください。